

道の駅の設置者の民間拡大

(国家戦略特別区域に係る「道の駅」登録・案内要綱等の取扱いについて
平成29年1月11日・国土交通省通知)

規制改革の内容

特例措置前

「道の駅」の設置主体は、市町村や公的
主体(都道府県、公益法人等)に限定。

特例措置

市町村と民間事業者との協定等を前提
に、設置主体を民間事業者に拡大。

効果

民間ノウハウ・資金の最大限の活用により、「道の駅」の魅力とサービスを向上
させ、地域活性化につなげる。

規制改革の概要

通常

【指定管理者制度】

- ・条例等の枠内での事業実施
- ・管理運営が中心

事業への
参画が限定的

特例 措置

- ・条例等の制約を受けない
- ・構想から計画、整備(リニューアル等)、管理
運営まで事業全体の一体的な遂行が可能

事業への
参画が広範に

民間ノウハウ・資金を
最大限に活用

機動的な事業実施が可能

(現行では困難な施設のリニューアル 等)

<今治市の場合>

サイクリストのための休憩機能や簡易宿所等
を民間事業者が整備・運営



しまなみ海道の「道の駅」